JR東海労ニュース

№2680 2022年6月10日 JR東海労働組合



JR東海の年休順位制度は問題だ! 5日前勤務指定では生活設計が立てられない! 年休裁判東京、原告側証人尋問

年休裁判(東京)第9回口頭弁論(第2回証人尋問)が6月9日に開催され、組合側証人として竹信三恵子和光大学名誉教授と木下委員長が証言台に立ちました。各地本からも裁判の傍聴と集会に駆けつけました。

竹信教授は、有給(年休)ができた歴史的背景と意義、時季指定権(労働者が年休を申し込む権利)などについて説明しました。そして、IR東海の年休順位制度は

「自動防御装置」として、慢性的要員不足に対応する操作が行われていると厳しく断罪しました。そして、会社側弁護士から「他の企業に比べると J R の年休取得率は高い。恵まれた制度ではないか」「何十年も前から年休順位制度があることは、社員は理解しているのでは」という質問に、竹信教授は「取得率ではなく、取りたい日に取れないのが問題だ」「理解するのと了承とは違う」と一蹴しました。

木下委員長は、予備勤務者の空白日、5日前勤務指定、一方的休日勤務指定などの問題について、生活設計が立てられないと具体例を出して証言しました。会社側弁護士からはトンデモ質問が連発しましたが、挑発に乗ることなく、毅然として答えまし



た。また、年休申し込みについて、 コミュニケーションという会社の 考え方や、配慮がされていないこ となどを明らかにし、「休日出勤 に頼らず年休を取れる要員を確保 せよ」「裁判所は実態を見て判決 を」と訴えました。

尋問終了後は「年休裁判東京 尋問報告集会」を開催し、年休裁判 勝利に向けて更に闘うことを意思 統一しました。